監第331号

令和２(2020)年３月23日

栃木県建設産業団体連合会　会長

（一社）栃木県建設業協会　会長

（一社）栃木県設備業協会　会長

（一社）栃木県舗装協会　会長　　　　　　様

（一社）栃木県測量設計業協会　会長

（一社）栃木県造園建設業協会　会長

（一社）宇都宮建設業協会　会長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　栃木県県土整備部次長兼監理課長

　　新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準の改定について

（通知）

このことについて、令和２(2020)年３月19日に開催された国専門家会議の結果を踏まえ、第10回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、令和2(2020)年３月21日以降に県が主催するイベントの開催基準が改定されましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におけるイベントの開催については、本基準を参考としていただくとともに、貴団体の会員への周知をお願いいたします。

また、イベントを実施する場合には、感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

栃木県土整備部監理課建設業担当

TEL:028-623-2390

FAX:028-623-2392